経済産業省

資料2－3

中央環境審議会循環型社会部会資料

令和元年11月20日

経済産業省

１．改正バーゼル法の適用状況について

２．CEに関する国際標準化について

３．インフラシステム輸出について

改正バーゼル法について

- 2018年10月に改正バーゼル法が施行され、廃電子基板等のグリーンリスト対象物の輸入承認が不要に
- 輸出においては規制対象物を法的に明確化

1）廃電子基板等の輸入円滑化

比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、通告・同意や輸入承認等を不要とした（先進国からは現行でも不要）。

2）再生利用等事業者等の認定制度の創設

輸入事業者及び処分事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とした。

3）雑品スクラップ対策に向けた規制対象物の明確化

具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を法的に明確化。

4）分析試験目的の輸出入の手続簡素化

分析試験を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、試験分析を通じた廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展が期待されることから、バーゼル法及び廃掃法に基づく輸出入承認の手続について簡素化。

5）シップバック対策

輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、輸出承認を要件化。

6）輸出における環境大臣確認事項の明確化

輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認事項を法的に明確化。

法改正施行後の状況

- 廃電子基板等の輸入において、法改正による効果が出ているとのコメントあり
- 輸出においても事業者の理解が深まり、適正化が図られている

【廃電子基板等の輸入円滑化】

- 法改正後は、リサイクル目的での廃電子基板等に関する輸入承認申請は不要となり、規制対象外の貨物として輸入がなされている。（注:輸出国側では規制対象の場合があり、通告→同意のバーゼル条約上の手続きのみ実施しているケースがある。）

事業者へのヒアリングでは、

○輸入承認申請が不要となり事務手続き負担が大幅に減少した

○輸入手続きに係る期間が短くなった

などの法改正による輸入円滑化の効果が出ている、とのコメントあり。

【雑品スクラップ対策に向けた規制対象物の明確化】

- 法改正直後は、若干の混乱はあったものの、現在では、規制対象物（使用済電子電気機器等）をしっかり分別し混入させないことが金属スクラップをバーゼル法非該当貨物として輸出する際に必須であることに対する事業者の理解が深まっており、不適正な輸出の減少に繋がっている。バーゼル法規制対象貨物かどうかの該非判断に関する事前相談においては、規制対象物が混入したまま輸出しようとする事業者は殆どなくなってきている。

【再生利用等事業者等の認定制度】

- 認定制度の実績は現状以下のとおり。更なる制度の活用を促す必要。

・再生利用等事業者：1件

・再生利用等目的輸入事業者：1件　　※申請相談は複数あり、今後、認定件数は増える見込み。

CEに関する標準化の動き

- 10月、G20資源効率性対話においてCFRPのリサイクルに関するワークショップを開催
- 2020年6月にはISO/TC323（循環経済）の第2回総会を東京で開催予定
- 引き続き諸外国と協力し標準化に取り組む

G20資源効率性対話
CFRP Workshop

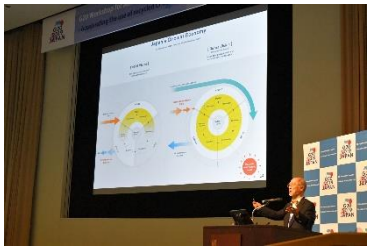

（現状）

- 航空業界における CO2排出量は総排出量の3%以上
- 最新の航空機には機体重量の53%以上でCFRPを使用
- CFRPの廃棄物の多くは埋め立てまたは焼却処理であり３Rの促進が重要

（今後の取り組み）

- CFRPの循環ループの確立が急務
- そのためにも再生材に関する品質保証の標準化が求められる

ISO/TC323
（循環経済）

（議長：フランス）
2019年5月　第1回総会（於：パリ）

（スコープ）
持続可能な開発への貢献を最大化するため、関連するあらゆる組織の活動を実施に対する、枠組み、指針、支援ツール及び要求事項を開発するための循環型経済の分野の標準化。

（今後の予定）
第2回総会を2020年6月に東京で開催し、TC323としての新作業項目提案書（NWIP）をとりまとめる予定。

EUとの協力

- G20資源効率性対話にあわせEUとの共催により、海洋プラスチックごみ問題に関するネットワーキングイベントを開催
- 日欧における先進的な取り組みを共有するとともに、ASEANからも政府関係者を招聘し、意見交換を実施

日EU共催　海洋プラスチックごみ問題に関するネットワーキング

参加者　：　約130名（G20政府関係者、日EU民間企業、ASEAN政府関係者等）

プログラム　：

開会あいさつ

来賓あいさつ

アディタッド　タイ工業省工業経済局副局長

テディ　インドネシア工業省グリーン産業センター副所長

取り組み事例

上山　花王株式会社 ESG部門 副統括

福本　サントリーホールディングス株式会社 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長

Anthony Leroy（Deputy director, Plastic recycling department, Veolia Japan）

Sann Carriere（CEO ECOR Japan, Noble Environmental Technologies）

アジアとの協力

- 急激な経済成長に伴い、アジアを中心とした新興国都市において環境問題が顕在化
- 課題発見と解決策の提案をサポートするための指針となるガイドブックを作成
- 2018年3月のAPECにおいて本プロジェクトがエンドースされ、2019年にはアジアにおいてケーススタディを実施する予定

①現状診断

専門家が地方都市担当者とともに当該都市の資源循環分野の現状を評価し、改善点を把握

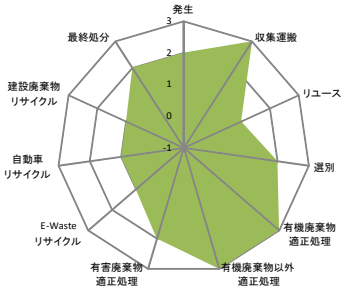

レーダーチャートにより都市の現状を「見える化」

②ソリューションの検討

課題解決に向け、「技術・システム」だけでなく当該都市の状況に合わせた「施策パッケージ」と一体となった日本企業が提供できるソリューションを提示

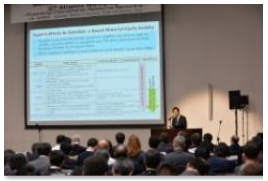

③ソリューションの導入

- ソリューション提供を通じた日本企業の海外展開を促進
- 適切な廃棄物処理・リサイクルによる環境負荷の低減
- 適正かつ安定した資源循環の構築による省資源・低炭素化の実現
- 活用事例の共有による他新興国も含めたキャパシティビルディングに貢献

【令和元年度ケーススタディ実施予定都市】

中華人民共和国
上海市 「楊浦区」
協力自治体：**大阪市**
人口：約132万人（2012年）

「大阪-上海 環境・省エネ技術フォーラム」開催

フィリピン **マンダウエ市**
協力自治体：**横浜市**
人口：約36万人（2015年）

「メトロセブ都市開発フォーラム」開催

(株)GUUNによる廃プラスチックリサイクル事業

インドネシア **スラバヤ市**
協力自治体：**北九州市**
人口：約277万人（2010年）

北九州市との覚書締結

(株)西原商事による廃棄物処理・リサイクル事業

出典：横浜市HP／大阪市上海事務所HP／北九州市HP／（株）GUUN より提供／（株）西原商事より提供

インフラシステム輸出

- 2018年6月にリサイクル分野の海外展開戦略を策定
- 今後も廃棄物発生量の増大が見込まれ、環境配慮型のリサイクルビジネスが望まれるアジア諸国を中心に民間事業者の海外展開を支援

事業者ヒアリングを踏まえた課題

（1）制度面での障壁		（2）廃棄物の収集の困難さ	（3）適正処理の認識不足	（4）リソースの問題	
許認可の取得が困難 合理的な理由がわからないまま許認可等に時間が掛かる。	**法制度が未整備** 国によっては法律に明文化されていない運用ルールが存在したり、運用がすぐに変更される。	**新規参入の困難さ** 日系企業でも、現地業者に処理を任せていたり、貴金属のリサイクルは価値が高いことから現地のインフォーマルセクターが存在しており、我が国企業の新規参入が困難である。	**適正処理の必要性への理解不足** 適正処理を行うと不適切な処理と比較してコストがかかるため、コストのみで比較されると日本企業が採用されにくくなる。相手国側に適正処理の必要性を理解してもらう必要がある。	**人材不足** 事業者のキャパシティ（人材など）に問題を抱えている事例が見られる。	**海外展開投資リスク** 中小企業は大企業と比較して海外展開で失敗した際の経営に対する影響が大きく、海外展開に踏み切れない。

政策・方向性

現地のパートナー作りと連携スキームの構築支援
- 日本の自治体との連携による現地の自治体とのパイプ構築
- 静脈企業と現地企業がお見合いするセミナーやマッチング等の場
- 現地の動静脈企業や工場団地等とのネットワーク作り

民間事業者の支援
- FS調査、実証事業
- 現地の状況に適したリサイクル技術の開発を誘導

政府間での協力
- 法整備が進んでいない新興国において、政策対話などの枠組みを通じた相手国でのリサイクル制度の構築

人材育成
- 専門家派遣、訪日研修、招聘等を通じた新興国（政府、企業、国民）のキャパビル及び意識改革

タイ工業省、環境天然資源省との協力

- NEDOによる技術実証事業を実施
- 2020年1月に（日本側）経済産業省、環境省、（タイ側）工業省、環境天然資源省の４省庁による政策対話を開催予定
- 日本の法制度等に関する知見や優れた環境技術を活用し、タイにおける家電・自動車リサイクル制度の構築、並びに大気汚染問題の解決に向けて協力を実施中

【NEDO実証事業概要】

廃家電や使用済み自動車に使用されている鉱物資源を効率的に回収、リサイクルするために、我が国の有する技術の現地にて実証することにより、リサイクル制度構築を図る。

具体的には我が国・自治体が過去に実施してきた政策ツールや廃家電や使用済み自動車の処理技術・システムの導入など環境負荷を低減させてきたノウハウを提供し、デモンストレーション効果を有する取組とその有効性の可視化を、相手国側と一緒になって進めていく。

不適切な処理による環境問題

【政策対話】

新たなリサイクル制度導入には政府間における対話が重要であり、2019年3月にタイ工業省との政策対話を実施。2020年1月には両国の環境省とも協力のうえタイにおける環境問題解決に向けて技術実証に加えて4省庁の関係者による政策対話を実施予定。

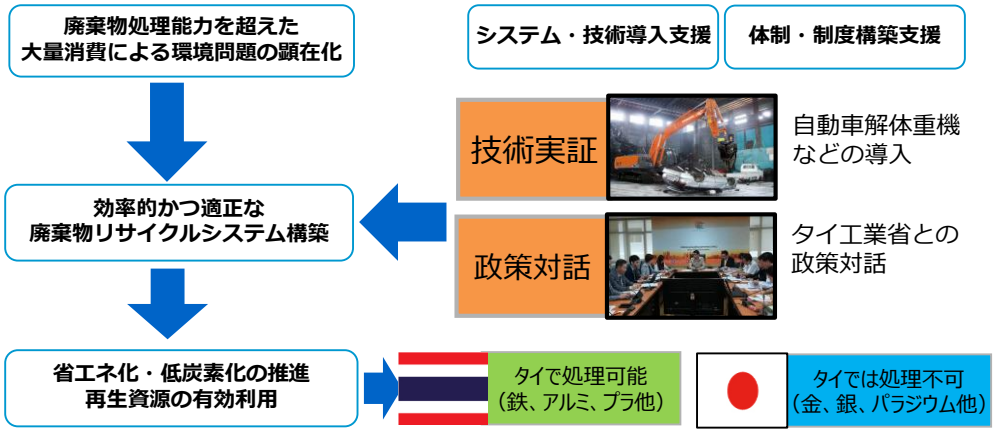

制度、技術・システム一体となった海外展開支援